

令和 7 年度に向けた近江八幡市
農地等利用の最適化に関する

意 見 書

近江八幡市農業委員会

令和 7 年度に向けた近江八幡市農地等利用の最適化に関する意見書

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業従事者の減少と遊休農地の増加、相次ぐ自然災害による農産物への被害等大変厳しい状況にあります。また、国際情勢の著しい変化等により、燃油、肥料や飼料等の価格が高騰するなど、生産コストが増大しており、農業経営は大変厳しい状況にあります。

そのような中、国においては「食料・農業・農村基本法」の法制制定から四半世紀が経過する中で、基本法制定時の前提が大きく変化してきたことから改正され、新たな農政の実現に向けた施策を具体化させるため、「食料・農業・農村基本計画」の策定が進められているところです。

また、本市「近江八幡市第 1 次総合計画（平成 31 年 3 月策定）」においても、取り巻く社会・経済状況や、市民のライフスタイルなども変化したことにより、中間見直しとして令和 6 年度から令和 10 年度までの後期基本計画（令和 6 年 3 月）が策定されたところであります。

農業委員会・行政・市議会などと協働することにより、本市農業振興の取組の強化を図ることが重要であります。このことから農業委員会といたしまして、農業・農村の発展を目指し効率的な農地利用の最適化が一体的に進んでいくよう、必要な施策の改善等に関し農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年 11 月 21 日

近江八幡市長 小 西 理 様

近江八幡市農業委員会会長 西 川 進



意 見 事 項

1 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進について

地域農業の状況は、認定農業者、集落営農組織等が米・麦・大豆等の土地利用型農業を中心に担い手の確保が図られている。

ところが、既に法人化された集落営農組織においても、人材や運営、経営基盤など様々な課題に直面している。

また、今後も農業従事者の高齢化や地域を担う農業従事者の減少が続くものと考えられ、人材が不足することが予測される。地域の状況に応じた担い手の確保と人材育成を図っていく必要があり、喫緊の課題となっている。

- (1) 各地域で進められている「地域計画」は「作って終わり」ということではなく、策定した計画・目標地図をもとに地域の話合いの継続とそれに基づく農地の利用調整（集約化）を継続して進めて行くことが必要です。加えて、農業経営基盤強化促進法第 21 条では、農業委員会による地域計画の達成に向けた利用権の設定等の促進が期待されています。

そのため、同計画の見直し・実行のため、各地域での話し合いが継続され農地の集約化が図られるよう、市を中心とした推進体制を継続されるよう努められたい。

- (2) 「地域計画」作成後の支援について、担い手への農地利用集約を加速化するための有効な補助事業等が国で新設されることを要望するとともに、国等の動向に注視し、集落、農業者に迅速に情報提供できるよう努められたい。

- (3) 担い手の確保を図るため、地域における定年帰農者や女性・若手リーダー・多様な価値観を持つ都市住民等を取り込んでいくなど、人材育成と法人化の推進に努められたい。

2 遊休農地解消の具体的な推進について

遊休農地については、その発生防止、解消に向けて農業委員会と農業振興課との合同で農地パトロールを実施しているところである。

遊休農地の発生要因として、「高齢化・労働力不足」「農地の引き受け手がない」「相続人が地元に住まない」「鳥獣被害」など経営環境の悪化と生産意欲の減退が大きな要因と考えられる。

また、遊休農地所有者に対する意向調査では、自己解消は困難として農地の売買や斡旋を望まれるが、小規模で不整形な上、排水不良等の耕作条件も良くない農地であるため、農地中間管理機構では、受け手が見つからず、発生防止・解消に結びつかない状況となっている。

これらの状況を踏まえ、遊休農地などの発生防止・解消に向けて市と農業委員会が連携をとって取り組んでいく必要がある。

- (1) 農地や農業用水などを維持保全する活動「世代をつなぐ農村まるごと保全向上事業」多面的機能支払交付金において、「遊休農地発生防止のための保全管理」として、「農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。また、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。」と農地維持活動のねらいが示されています。遊休農地の発生防止・解消に向け、地域が主体性を持って取り組まれるよう指導・推進の強化に努められたい。

また、地域により遊休農地が発生する理由が異なることから、土地改良区への働きかけや、農家負担の少ない国の耕作条件を改善する諸事業を活用した農地の簡易な整備・雑木の除去など、遊休農地の解消対策を推進されたい。

- (2) 遊休農地化の一因として、高齢化や後継者が市外に在住、または、相続ができていないなどの非農家化が進み、農地の適正管理ができない遊休農地が多くみられる。これらのことから、地域又は新たな担い手に集積・集約できる仕組みを構築されたい。

- (3) 鳥獣被害は、獣害対策協議会を設置して日々対応頂いているところであるが、被害は今後も増加すると思われるため、引き続き市内全域の実態把握と地域要望に対応されたい。

3 新規参入の促進に向けた具体的な推進について

近年、新規就農者は土地利用型農業より高収益作物の生産に取り組む傾向がある。若い農業者が就農できる場を提供できるよう積極的な新規参入の取組に引き続き努められたい。

農業委員会においても、新規就農者の農地確保に向けて、農地の斡旋などの支援を引き続き行うが、離農予定者等が所有する農地をマッチングできるように情報共有の強化を図られたい。

また、県立農業大学校や農業技術振興センターとの連携により、引き続き新規就農者の受入れや育成について推進されたい。

4 地域農業の維持のための経営安定対策について

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、少子化による人口減少、さらには、近年の風水害等の自然災害による農業被害をはじめ、農畜産物の消費の減退や市場価格の低迷が農業経営を圧迫しており、このような状況は長期化が懸念される。

また、国際情勢の著しい変化や為替相場の急激な変動により、肥料などの農業生産資材、燃油などが高騰し、農業者の多くが将来の農業経営に不安を抱えている状況である。こうした環境変化は、今後の地域農業の維持・発展への影響も危惧される。

(1) 本市においては、燃油・肥料の高騰について、令和4年度に「燃油価格高騰対策支援事業補助金」、令和4・5年度に「農業用燃油等高騰対策緊急支援事業」を、「肥料価格高騰対策事業補助金」を支援いただいているところであるが、今後も国の各種事業の情報提供及び活用した支援策を実施されたい。

(2) 市内産農産物の振興として直売等の地産地消・飲食店・ホテル・社員食堂などで取扱いの利用促進を図るなど販路確保・拡大について支援されるとともに、地場農産物の購入場所を拡大させるために必要な支援をされたい。

また、学校給食等では、引き続き、児童生徒へのPRはもとより、生産者である農業者にも「はちまんの日」などの取組の普及を図り、生産拡大に努められたい。

- (3) 地域農業を守り発展させる必要があることから、小規模農家や半農半Xなどの地域農業を守っている農業者も担い手として位置付け、対策の対象として実施されたい。

5 農業委員会組織の充実について

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、法令事務はもとより、農業者の公的な代表機関として、優良農地の確保及び有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図るという使命を担っている。加えて、農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会は、農地の出し手、受け手の意向調査を行い、市及び関係機関と一緒に「地域計画」の作成の推進に取り組ましたが、令和7年度からは「地域計画」を随時調整しながら計画変更し、徐々に完成度を高める必要がある。その中で、「地域計画」に位置付けられた者（「担い手」等）への集積・集約化が必要となり、特に集約化（利用権設定）に向けた働きかけ等が必要となる。

許認可の権限移譲、地域計画作成後等の業務（利用権設定）の増大、加えて令和7年4月1日から規制を開始する「盛土規制法」での農地・営農関係の対象確認と取組む必要があることから、女性職員の起用も視野に入れ市職員定数条例農業委員会の事務部局の職員5人の体制にすべく、新年度からの補充をお願いしたい。

今後も農業施策の変化に応じた柔軟な委員定数並びに職員の配置を引き続きお願いしたい。

6 国、県への要望活動について

- (1) 生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農産物の販売価格に転嫁できず、農業者にとって厳しい状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらうとともに、生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、生産基盤の強化に繋がる対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。
- (2) 農地等の利用の最適化推進には、付帯する用排水路や農道の補修整備・更新、水源の確保が必要である。老朽化していて緊急を要する修繕などについて、土地改良区などと協議し、継続的な支援を国・県に働きかけをされたい。
- (3) 国では農業の大規模化を進めているところであるが、農村や農業地域・施設・文化を維持するため、小規模農家や半農半Xなどの多様な農業経営体を後押ししないと農村地域自体が維持できない事態に陥ることが推測されるところである。

そのためにも、小規模農家などを含めて地域農業を考える必要があり、大規模農家のみでの支援ではなく、多様な担い手として、小規模農家などへの支援についても、国に働きかけられたい。
- (4) 世界情勢の悪化による燃油や生産資材をはじめとした物価高騰は、農業の生産コストの増大を引き起こし、価格決定力が弱い農業の経営は危機的な状況にある。ついては、農業者の経営を守るための対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。

また、軽油引取税の課税免除措置の恒久化についても、国に働きかけられたい。
- (5) 気候変動に適応した高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援についても県に働きかけをされたい。

